

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の派遣法改正により、マージン率の公開が義務付けられました。当社では、事業年度ごとにマージン率を公開いたします。マージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

派遣労働者数	43人
派遣先事業所数	2社
①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	17,506円
②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	12,971円
マージン率 (①-②)÷①	25.90%
労使協定の締結	締結あり(2026年3月31日まで)
協定対象派遣労働者の範囲	全派遣労働者
教育訓練に関する事項	測定器・塗装・溶接・組立作業訓練等

派遣会社の事業運営に必要な経費は、派遣労働者の賃金の他に以下のようなものがあります。

- 派遣労働者の社会保険料
派遣労働者の社会保険料は、保険料の約半分を雇用主である派遣会社が負担しています。
- 派遣労働者の有給休暇費用
派遣労働者が有給休暇を取得した際の賃金は派遣会社が負担しています。
- その他会社運営費
派遣社員の教育研修費、福利厚生費、社員の人件費、オフィスの維持・改善費等事業運営に必要な経費があります。